

贈与税の配偶者控除の特例（相法21条の6）チェックシート

氏 名

◇ 各質問に対して「はい」、「いいえ」を○で囲みながらお進みください。

1 贈与者（財産をあげた方）は、あなたの配偶者（夫又は妻）ですか。

いいえ
➡

➡ はい

2 婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。

※1 婚姻期間に1年未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

※2 事実上の婚姻をしていますが、入籍されていない期間があるときは、その期間を除きます。

いいえ
➡

➡ はい

3 これまでに、この特例を受けたことがありますか。

※ 前回、この特例を受けたときの贈与者と今回の贈与者が異なる場合は「いいえ」へ進んでください。

はい
➡

➡ いいえ

4 贈与を受けた財産は不動産（土地等・建物）又は金銭ですか。

いいえ
➡

➡ はい

5 【不動産の贈与を受けた場合】

その不動産は国内にある不動産ですか。

【金銭の贈与を受けた場合】

その金銭を令和5年3月15日までに国内にある居住用不動産の取得に充てますか。

いいえ
➡

➡ はい

裏面に続きます。

夫婦間の贈与



特例の適用を受けることはできません。

表面からの続き

6 その不動産は専ら居住の用に供しますか。

※ 店舗（事務所）や貸付用等、あなたの居住の用に供されない部分が含まれている場合は、居住の用に供している部分のみについて特例の適用を受けることができます（相基通 21 の 6-1、2）。

いいえ
→

はい

7 その不動産に現在居住しているか、又は令和 5 年 3 月 15 日までに居住する予定ですか。

いいえ
→

はい

8 今後、引き続きその不動産に居住する予定ですか。

いいえ
→

はい

特例の適用を受けることはできません。

特例の適用を受けることができます。

基礎控除（110 万円）のほかに、贈与を受けた居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から 2,000 万円（その合計額が 2,000 万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

※ なお、この特例は、たとえ控除不足があっても、同じ配偶者からの贈与について一度しか適用を受けることができません。

特例の適用を受けるための添付書類

贈与税の配偶者控除の特例を受けるためには、下記の書類が添付された贈与税の申告書を税務署に提出する必要があります。

また、このチェックシートも申告書に添付し提出してください。

添 付 書 類		チェック
1	贈与を受けた人の戸籍謄本又は抄本 ※ 居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限りします。	☐
2	贈与を受けた人の戸籍の附票の写し ※ 居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限りします。	☐
3	控除の対象となった居住用不動産の登記事項証明書（※）その他の書類で当該贈与を受けた者が当該居住用不動産を取得したことを証するもの	☐

※ 申告書等への記載等により以下の必要事項を税務署に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。

建物：建物の所在する市区町村、字、土地の地番及び当該建物の家屋番号又は不動産番号

土地：土地の所在する市区町村、字及び当該土地の地番又は不動産番号